

〈令和1年9月 土屋もとよし一般質問〉

1 伊豆地域における外国人観光客受け入れ環境の整備について

本県の外国人延べ宿泊者は、昨年、179万人余と過去最高を記録し、今年1月から6月には、前年同期比で31%増加するなど、着実に拡大を続けております。また、旅行形態が従来の団体旅行から個人旅行にシフトし、自由に周遊する外国人観光客が増加しておりますことから、言葉などの問題を心配することなく本県の旅を楽しんでいただけるよう、受入環境の整備を一層推進していくことが重要になってきております。

このため、県では、市町や観光協会、観光関係団体等と連携し、異文化理解を深め、外国人観光客へのおもてなしの向上を図るための研修会の開催や、多言語観光案内標識の整備を行うなど、受入環境の整備に積極的に取り組んでいるところです。

また、議員御指摘のとおり、外国人観光客とのコミュニケーションを円滑にしていくことが喫緊の課題です。外国人観光客にサービスを提供する県内の宿泊施設や、飲食店等をサポートするため、10言語での電話通訳と翻訳サービスを無料で提供する「静岡県インバウンド多言語コールセンター」を本年8月1日に開設しました。既に全県で約700の施設が登録され、好評をいただいております。

来年に迫った東京2020(ニーゼロニーゼロ)オリンピック・パラリンピックの開催、さらには、その後のインバウンド需要の拡大を見据え、外国人観光客受入環境整備事業によりまして市町や観光関連団体、事業者等が行うWi-Fi環境の整備や、キャッシュレス決済の導入、翻訳機の購入等への支援を行うとともに、伊豆地域において、観光地を巡る二次交通の利便性向上を目指します。「観光型Ma a S(マース)」など新しい仕組みづくりに官民一丸で取り組み、外国人観光客の皆様が満足して本県を周遊・滞在できる環境整備を推進してまいります。

2 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知について

自転車の損害賠償保険への加入、自転車で通学する小中学生のヘルメット着用等が義務化される条例を周知するため、小中高等学校の教員が参加する交通安全研修会での説明や自転車販売店等でのポスターの掲出などを行っております。

特に、保険の加入義務化につきましては、日本損害保険協会との協働によりチラシを33万部作成いたしました。サイクルフェスティバル伊豆2019、大型ショッピングモー

ルでのキャンペーン、自治会での回覧、コンビニエンスストアでの配架等で活用しております。また、保険代理店や自転車販売店の皆様にも情報提供に御協力いただいております。

今後も、新聞、ラジオ、テレビの活用はもとより、県民だよりや市町の広報紙への掲載、ウェブサイト上のバナー広告、11月のJ1リーグの静岡ダービー戦でのPR、12月の静岡駅地下広場での交通安全キャンペーンなどにより周知してまいります。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、各種イベントや会議など様々な機会を通じて、自転車を利用する方に本条例を認知していただくよう広報・啓発に取り組んでまいります。

3 農業振興におけるAOI-PARCの活用について

AOI-PARCは、農業先端技術の開発拠点でございます。データサイエンスを用いた農業の匠の技の継承技術、あるいは高度な環境制御技術などを農業現場に社会実装しまして、農業の生産性向上と新しいビジネス創出を目指しているものです。

現在、AOI-PARCにおきましては、52件の研究開発が行われております。こうした研究成果を農業現場に着実につなげていくためには、農家をはじめ農業法人、農業団体、企業などと日頃から密接に連携していくことが必要です。

このため、県では、産・学・官・金の連携組織である「AOIフォーラム」を立ち上げ、農家、農業団体などが自由に参画できるプラットフォームを構築しております。

このAOIフォーラムでは、AOIプロジェクトの国内外への情報発信のほか、会員相互の情報交換、大学や研究機関との共同研究の橋渡し、技術マッチング等々を実施しております。その中で、農家との連携面では、現在、いちごや温州みかんの産地の農家さんあるいは農業団体の御協力を頂きまして、AI・アグリインフォサイエンスを用いた篤農家の持つ熟練した栽培技術の短期習得を図る取組を行っているところであります。

また、AOI-PARCを農家又は農業団体の皆様に、もっと知っていただくために、施設視察の受入れ、農家向けのセミナー等々も積極的に実施しているところでございます。

加えて、7月5日には、研究用温室の整備が完了いたしまして、その運用が開始されております。ここでは、農業現場から環境や作物の生育に関する膨大なデータを御提供いただきまして、それらのいわゆるビッグデータの解析と生産者のいわゆる経験知を融合させてまいります。

これにより、いちごの多収化、また、トマトの機能性成分や糖度の向上を実現するための革新的栽培管理技術を開発して、農家の活用できるシステムとして現場への導入を進め

るほか、このようなデータの解析結果を農家が有効に活用できる体制を整えてまいります。

今後、その成果を農業現場に普及・展開していくために、開発した栽培管理技術を実証するための圃場や施設を提供していただく農業者や農業団体等を広く公募いたしまして、先端農業技術の社会実装と新しい産地形成に取り組んでまいります。

県としましては、こうした取組を通じて、農家や農業団体などとの連携をこれまで以上に密にすることにより、農業現場に向けた情報発信を強化するとともに、現在の生産者をはじめ、これからの農業を担う農業高校や専門職大学で育った人材が先端農業技術を活用できるよう、研究成果の着実な定着を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

4 伊豆中央道と修善寺道路のあり方について

(1) 合併採算制に係る現状認識と地元理解への努力

伊豆中央道と修善寺道路のあり方についてのうち、合併採算制に係る現状認識と地元理解への努力についてお答えをいたします。

合併採算制の導入に当たり共通利用者を把握するために、伊豆地域の交通特性を踏まえ、繁忙期の休日と閑散期の平日に、本線上の2か所の料金所でナンバープレート調査を実施しております。その結果、共通利用の割合は、地元車の占有率が高い閑散期は5割を下回りますが、県外からの利用者が多い繁忙期は6割に近く、おおむね2分の1以上という道路審議会の答申に合致しております。

導入後の調査は実施しておりませんが、前回の調査以降、一連の道路を形成する東駿河湾環状道路、伊豆縦貫自動車道天城北道路が供用され、また回数券の導入等もあり、利便性が向上しておりますことから、現状におきましても相当程度共通の利用者がいるものと考えております。

地域の皆様への説明会につきましては、合併採算制に係る法定手続きの開始前に関係市と調整をして実施しております。江間の立体化に合わせ2つの有料道路の償還計画を見直し経営を一体化すること、料金徴収期限が令和5年11月になること、同時に地域の皆様に配慮した割引回数券などの料金施策を提案し、様々な御意見を頂いた中で、最終的には御理解を頂いたと認識しております。

今後、地域の皆様に現状を御理解いただくための説明会につきましては、合併採算制の導入から5年が経過し、江間の立体化工事の完成後には交通状況の変化も予想されますことから、道路公社や関係市と協力しながら、必要な情報について提供をしてまいります。

【再質問】

地元への説明会を決してやらないと言っているわけではございません。これまで、いろいろな説明や情報提供が不足していたことは反省しております。

説明会の開催が一番良いと考えますが、お互いに目を見ながら意見交換し合える場を関係市、道路公社とともに至急考えてまいります。その時になりましたら皆様に御連絡をしてまいります。

(2) 渋滞解消策

次に、渋滞解消策についてであります。

平成26年2月に、東駿河湾環状道路の三島塚原インターチェンジから函南塚本インターチェンジ間が開通し、沼津市から伊豆市までが、規格の高い道路で結ばれ、観光交流客の増加などストック効果が現れております。

こうした中、伊豆中央道には交通が集中しており、平日は朝夕の通勤時間帯、休日は昼間の時間帯におきまして、唯一の信号機がある江間交差点を先頭に沼津方面は長岡北インターチェンジ付近、下田方面は江間料金所を跨ぎ江間トンネル付近に至る渋滞が発生すると承知しております。

江間交差点に起因する渋滞につきましては、県と道路公社が、令和2年の東京オリンピック・パラリンピックまでの完成を目指し進めている立体化工事が完了すれば大幅な減少が見込まれますことから、着実に工事を進めてまいります。立体化工事完了後の江間料金所につきましては、料金所における混雑状況を注視しながら、ICカードによるキャッシュレス決済の導入などの対策を道路公社と検討をしてまいります。

県といたしましては、更なる地域経済の発展に向け、引き続き、関係機関と連携し、本線だけではなく周辺道路も含め、必要な渋滞対策を実施してまいります。

(3) 料金収入の使い道

次に、料金収入の使い道についてであります。

有料道路事業における料金収入の用途につきましては、道路整備特別措置法第23条に、「当該道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償う」と規定されております。

合併採算制導入後の5年間を平均すると、収入は年約16億円であり、そこから当該道

路の維持、修繕等に要する費用として、舗装の打ち換えや橋梁塗装など大規模な修繕から小規模な修繕まで、約2.5億円を支出しております。

同時に、その他の管理に要する費用として、国土交通省令に定める損失補てん引当金に約1.5億円、道路公社の本社経費に約2億円、両路線を管理する道路公社東部事務所経費に約1.5億円、消費税として約1億円を支出し、残る約7.5億円を償還に充てております。

【再質問】

合併採算制におきまして、将来的に溜まるであろう約40億円から未償還額2.1億円を引いた約1.9億円が道路公社の内部保留となる見込みです。

損失補填引当金は道路公社の資金であり、県に帰属することはありません。

(4) 早期無料化への取り組み

ア 早期無料化の可能性

次に、早期無料化への取り組みについてであります。

早期無料化の可能性についてであります。有料道路事業制度は、道路整備特別措置法に基づき、地方道路公社等が民間金融機関等から資金を調達することで、公共事業よりも短期間の建設と早期の供用開始を可能とするものであります。

建設費等は、通常30年間の料金徴収期間を定め、この間の料金収入をもって償還が完了するか、償還が完了しない場合であっても料金徴収期限に達した時点で無料開放となります。

合併採算制導入後の料金徴収期限につきましては、江間の立体化を含めた伊豆中央道、修善寺道路のそれぞれの開通日が異なりますことから、道路審議会の答申に基づき、事業費と供用開始日から平成5年11月13日を開通日と算定し、その日から30年目にあたる令和5年11月12日を料金徴収期限としております。

早期無料化につきましては、制度上は、料金収入が計画を上回り、早期に償還が完了する状況であれば可能となります。

現状では、合併採算制導入後5年間の料金収入の実績は計画を下回っており、仮に、今後も平成30年度の料金収入実績が横ばいで推移したとなると、料金徴収期限より早期の江間料金所の撤去・無料化は現段階では難しいと考えております。

イ 早期無料化の実現に対する見解

次に、早期無料化実現に対する見解についてであります。

東京2020オリンピック・パラリンピック等のレガシーを伊豆地域の観光・交流の更なる拡大と活性化につなげていくためには、伊豆半島の背骨となる伊豆縦貫自動車道と肋骨となるアクセス道路による道路ネットワークの構築が必要不可欠であります。

伊豆中央道と修善寺道路は、伊豆縦貫自動車道全線が完成するまでの間、伊豆半島の背骨としての役割を担うことになります。

合併採算制の導入により、東京2020オリンピック・パラリンピックまでの江間の立体化が可能となり、伊豆全体として有料区間の解消を2年早めることで、利用者の利便性向上だけでなく、今後の地域の観光・交流の更なる拡大と活性化に寄与するものと考えております。

一方で、特に江間を中心とする伊豆の国市の皆様に、有料期間の延長や長期にわたる立体化工事により御負担を強めていることも確かであり、早期無料化に対する期待が高いことも承知しております。

県といたしましては、引き続き地元の皆様の御意見を伺いながら、道路公社や地域の観光関係の方々と連携して伊豆の魅力を広く広報して、有料道路の利用促進を図り、早期無料化が叶うよう努めてまいります。